

記者発表資料  
配布日

令和4年10月17日14:00

■ 同時発表先 : 合同庁舎記者クラブ  
広島県政記者クラブ  
中国地方建設記者クラブ

## 古川堤防の地質調査で基準値を超える特定有害物質を 確認したことから汚染土撤去工事を行います

太田川水系古川の古市地区右岸堤防 L=600m (R1k900~R2k500) を対象に堤防の質的対策検討を行うためボーリングによる地質調査を実施した際に、黒色粘性物質が確認されたことから、黒色粘性物質を土壌分析した結果、特定有害物質であるベンゼン等が検出されました。

このため、関係機関に確認を行いながら汚染土除却について検討を行い、出水期明けより汚染土撤去工事を行うこととなりましたのでお知らせします。

撤去工事の期間については令和4年11月~令和5年3月末となる見込みです。

### 記

工事箇所 : 古川右岸堤防 2k100 付近 (三川橋右岸下流付近)  
(広島市安佐南区古市一丁目付近)  
現地施工期間 : 令和4年11月~令和5年3月末日を予定  
工事の主な内容 : 堤防の掘削、土砂搬出、盛土、仮設矢板打設

ご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。

以上

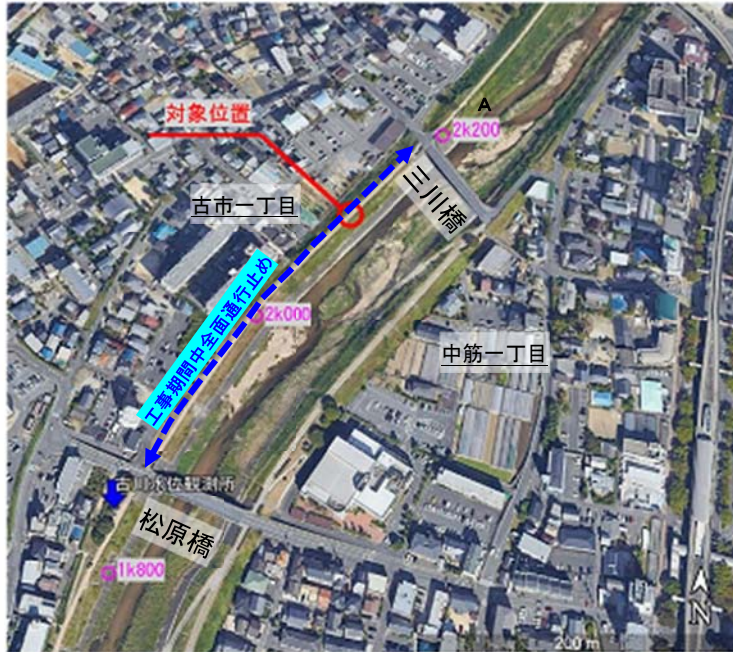
### <問い合わせ先>

国土交通省 中国地方整備局 太田川河川事務所 082-221-2436(代表)  
【報道対応】副所長(改修) 川邊 健作 (かわべ けんさく)  
【工事担当】工務課長 篠崎 修 (しのざき おさむ)

■ 工事の位置と内容

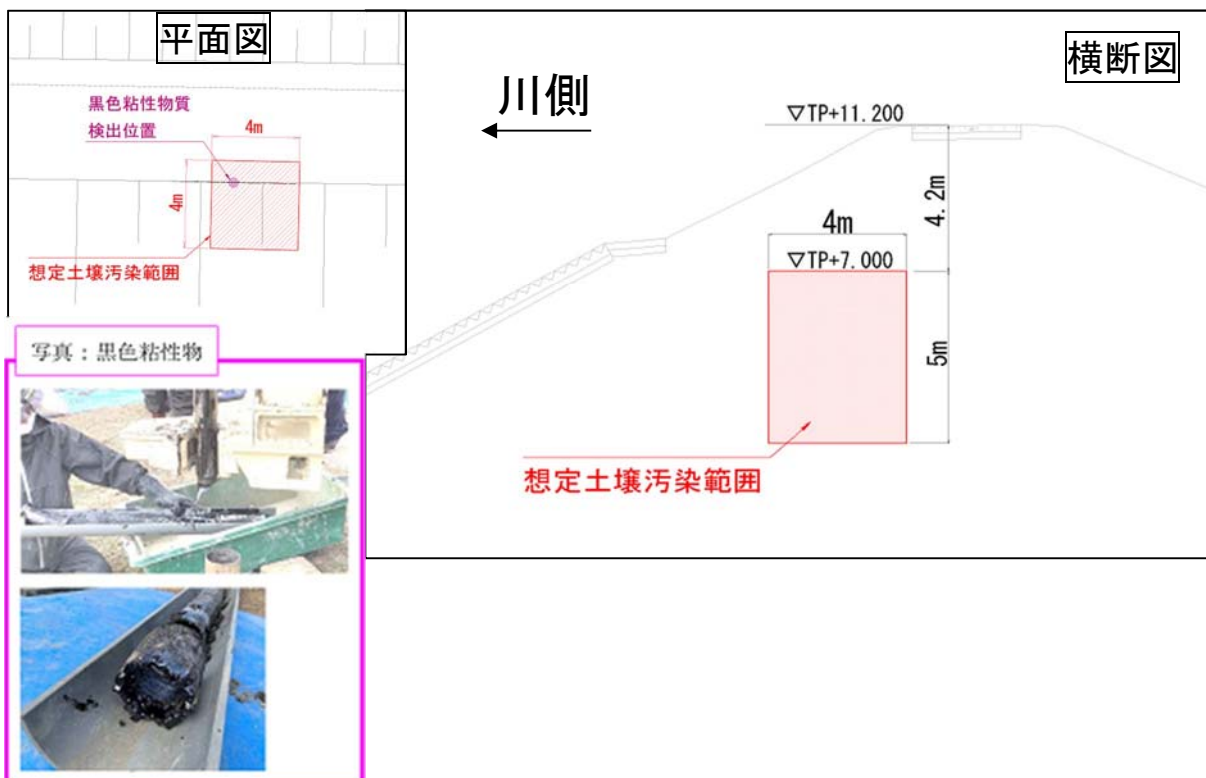
今回工事を行う範囲と内容は以下のとおり計画しています。  
 なお、現地の状況や工事に伴い計画の見直しが生じる場合があります。

○工事の範囲



○土壌環境調査の範囲について

黒色粘性物質が確認された周辺で追加ボーリング調査を実施し、土壌汚染が確認された範囲の約 80m<sup>3</sup> の土砂を撤去します。



## ○黒色粘性物質の土壤分析結果

### 土壤汚染対策法で規定する特定有害物質 26 項目

土壤汚染対策法対応35(溶出26+含有9)項目 基準値

分類	特定有害物質項目名	溶出量26項目 (mg/L)			含有量9項目 (mg/kg)	
		土壤溶出量基準(注1) 地下水基準(注2)	第二溶出基準(注3)	黒色粘性物質の 試験結果	含有基準(注4)	黒色粘性物質の 試験結果
第一種 特定有害物質 (揮発性物質)	四塩化炭素	0.002 以下	0.02 以下	0.002未満	-	-
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.04 以下	0.37	-	-
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	1 以下	0.002未満	-	-
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.4 以下	0.006	-	-
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.02 以下	0.0002未満	-	-
	ジクロロメタン	0.02 以下	0.2 以下	0.002未満	-	-
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.1 以下	0.001未満	-	-
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	3 以下	0.001未満	-	-
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.06 以下	0.0006未満	-	-
	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.1 以下	0.024	-	-
第二種 特定有害物質 (重金属等)	ベンゼン	0.01 以下	0.1 以下	7.3	-	-
	カドミウムおよびその化合物	0.003 以下	0.09 以下	0.0003未満	150mg/kg	5未満
	六価クロム化合物	0.05 以下	1.5 以下	0.005未満	250 以下	5未満
	シアン化合物	検出されないこと	1.0 以下	不検出	50 以下 (注5)	1未満
	水銀およびその化合物	水銀が 0.0005 以下	水銀が 0.005 以下	0.0005未満	15 以下	1未満
	アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと	不検出	-	-
	セレンおよびその化合物	0.01 以下	0.3 以下	0.001未満	150 以下	10未満
	鉛およびその化合物	0.01 以下	0.3 以下	0.006	150 以下	34
	砒素およびその化合物	0.01 以下	0.3 以下	0.004	150 以下	10未満
ふっ素およびその化合物	0.8 以下	24 以下	0.39	4000 以下	38	
第三種 特定有害物質 (農薬等)	ほう素およびその化合物	1 以下	30 以下	0.1未満	4000 以下	10未満
	シマジン	0.003 以下	0.03 以下	0.0003未満	-	-
	テオベンカルブ	0.02 以下	0.2 以下	0.002未満	-	-
	テウラム	0.006 以下	0.06 以下	0.0006未満	-	-
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	0.003 以下	不検出	-	-
	有機りん化合物	検出されないこと	1 以下	不検出	-	-

注1: 土壤溶出液試験に適用

地下水経由の観点からの指定基準(都道府県知事が「指定区域」として指定する際の基準)

注2: 地下水試験に適用

注3: 土壤溶出液試験に適用

この基準を超えた場合、土壤汚染対策法に基づいた指定区域に隣りられる対策に制限がつく

注4: 含有量試験に適用

直接摂取の観点からの指定基準

注5: 遊離シアンとしての値